

## 東社協福祉施設経営相談室だより No.174 (全2枚) 令和6年8月5日

### ◇◆◇コンテンツ◇◆◇

- 1 令和6年度エイジフレンドリー補助金のご案内 (東京労働局)
- 2 「障害者相談支援事業」に係る消費税等の取扱い (厚生労働省)
- 3 令和6年度社会福祉法人・施設会計実務研修会 (オンライン配信) **好評配信・申込受付中** (東社協)

## 1 令和6年度エイジフレンドリー補助金のご案内 (東京労働局)

高年齢労働者(60歳以上)の労働災害防止対策、労働者の転倒や腰痛を防止するための専門家による運動指導等、労働者の健康保持増進のために活用できる厚生労働省の補助事業です。中小企業対象で、医療・福祉分野で資本金・出資金がない場合は、常時使用する労働者数100人以下が対象です。

### (1)対象事業

- ①高年齢労働者の労働災害防止対策コース→補助率 1/2 上限100万円
- ②転倒防止や腰痛予防のためのスポーツ・運動指導コース→補助率 3/4 上限100万円
- ③コラボヘルスコース→補助率 3/4 上限額30万円

※上限額は消費税込み、複数コース併せての上限額は100万円

### (2)申請受付期間 令和6年5月7日～10月31日

※「事業場規模」「高年齢労働者の雇用状況」「対策・取組の内容」等を審査の上、交付決定。

◆事業の詳細等：<https://www.jashcon-age.or.jp/>

## 2 「障害者相談支援事業」に係る消費税等の取扱い (厚生労働省)

標記事業に係る消費税課税の問題については、令和5年10月4日付について事務連絡が出され、本会経営相談室にも複数のご相談が寄せられたところです。

厚労省のサイトにおいて、本年4月26日付の「自治体説明会」及び「国税庁消費税室」の資料が掲載されています。自治体向け資料において、「障害者相談支援事業は消費税の課税対象」「自治体が当該事業を民間事業者に委託する場合、消費税相当額を加えた金額を委託料として受託者に支払う必要がある」としています。

なお、介護保険法に規定する「地域支援事業」を自治体が委託して実施する場合の消費税は非課税であることが6月28日付けの事務連絡にてあらためて示されています。

◆障害者相談支援事業に係る消費税等の取扱い：

[https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage\\_39854.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_39854.html)

◆地域支援事業を委託して実施する場合における消費税の取り扱いについて：

<https://www.mhlw.go.jp/content/001269297.pdf>

### 3 令和6年度社会福祉法人・施設 会計実務研修会（オンライン配信） 【好評配信・申込受付中】（東社協）

東社協では、本年度もオンライン配信方式で「社会福祉法人・施設会計実務研修会」を開催中です。本年度は、8月1日より令和7年3月31日までの長期間の視聴期間を設けており、経理実務担当者が疑問点などをいつでも、何度でも視聴して確認できます。

また、あわせて、法人役職員や施設長・事務長等を対象に、「経営・事業計画の作り方」「経営に役立つ予算編成と活用」を新たに配信いたします。昨年度に好評をいただきました「財務諸表から見る経営分析」も再配信いたします。厳しい経営環境の中、今後の施設運営・法人運営を検討する参考としていただけるのではないかと存じます。ぜひこの機会にお申込みください。

詳細は、本会の下記サイト「経営相談事業／経営支援事業」の下部に「令和6年度社会福祉法人・施設会計実務研修会」（オンライン開催）のご案内を掲載しています。詳細をご覧ください、当該サイトの参加申込フォームからお申込みください。

<https://www.tcsw.tvac.or.jp/keiei/index.html>

**東京都社会福祉協議会 経営相談** 月曜～金曜 祝日・年末年始休み

東京都内の社会福祉法人・福祉施設の経営・運営に係る幅広い相談をお受けしております。相談内容に応じて、弁護士・公認会計士・社会保険労務士・税理士がそれぞれの専門分野の相談に応じます。

専用 Mail: [fukushi-soudan@tcsw.tvac.or.jp](mailto:fukushi-soudan@tcsw.tvac.or.jp)

専用 TEL: 03-3268-7170(9時～17時)

HP <https://www.tcsw.tvac.or.jp/keiei/index.html> （東社協 HP→経営相談室→相談はこちらから）

